

華誠の法務ニュースレター

2025 年 8 月 第 48 号

華誠の動向

華誠、メディア・エンターテインメント・スポーツ分野で 2025 年度『商法』卓越法律事務所大賞を受賞

華誠、再び「2025 ALB 中国地域市場法律大賞：華東地区」候補に選出

法律の動向

最高人民法院、労働争議事件の審理に関する司法解釈（二）を公布

両部門、『中華人民共和国価格法改正草案』に関する意見公募を開始

最高人民法院、「執行異議の訴え」事件審理に関する司法解釈を公布

知的財産権

最高人民法院、特許権評価報告書に関する事件の審理における法律適用問題についての回答を公布

会社・商事

両部門、『企業向け常用公証サービスリスト（2025 年版）』を公布

サイバーセキュリティとデータコンプライアンス

全国网络安全標準化技術委員会、『未成年者向け製品・サービスの個人情報保護要件』などに関する意見公募を開始

財政と税収

両部門、国債等の債券利息収入に関する増値税政策を明確化

華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は400名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの榮譽を獲得しました。

華誠律師事務所の紹介

華誠律師事務所は1995年に設立され、中国において最も早くから涉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、シカゴ、東京などの地域にて支所又は分室を設立しております。

20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早く ISO9001 国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の涉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠は Chambers and Partners、The Legal 500 等多数の国際的に認められた法律評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀律師事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市涉外コンサル機構 A クラス資質」、「上海市契約信用 A+ ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常のファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

連絡先

上海事務所：

上海市徐匯区長樂路 989 号世紀商貿廣場 26 階
郵便番号：200031
電話：(86-21) 5292-1111; (86-21) 6350-0777
ファックス：(86-21) 5292-1001; (86-21) 6272-6366
E-mail: mail@watsonband.com;
mailip@watsonband.com

北京事務所：

北京市東城区朝陽門北大街 8 号富華ビル D ブロック 5C
郵便番号：100027
電話：(86-10) 66256025
ファックス：(86-10) 66256025-800
E-mail: beijing@watsonband.com
mailip@watsonband.com

ハルビン事務所：

ハルビン市道里区西八道街 37 号馬迪尔ビル 18 階 A2 室
郵便番号：150010
電話：(+86) 13936251391
E-mail: harbin@watsonband.com

甘肅事務所：

甘肅省蘭州市雁南路 279 号 208 室
郵便番号：730000
E-mail: gansu@watsonband.com

煙台事務所：

山東省煙台市芝罘区通世南路東和科技園 B3-703 室 丁：264000
電話：0535-4104160
E-mail: yantai@watsonband.com

広州事務所：

広東省広州市天河区華夏路 28 号富力盈信ビル 15 階 1507 番室
電話：020-85647039
E-mail: xuefeng.xie@watson-band.com.cn

鄭州事務所：

鄭州市鄭東新区金水東路楷林 IFC、A 座 12B 階
電話：0371-86569881

蘇州事務所：

蘇州市姑蘇区広濟南路 369 号蘇州華貿センター 1301 室です
電話：0512-68431110

成都事務所：

成都市高新区区天府二街 269 号 27 棟 20 階 2001 号
電話：+86-13398190635

昆明事務所：

雲南省昆明市盤龍区スプリング・シティ・66 オフィスビル 8 階 801 室
電話：+86-0871-63131786



今期の内容

華誠の動向

華誠、メディア・エンターテインメント・スポーツ分野で 2025 年度『商法』卓越法律事務所大賞を受賞	4
華誠、再び「2025 ALB 中国地域市場法律大賞：華東地区」候補に選出	4

法律の動向

最高人民法院、『民営経済促進法』の実施に関する意見を公布	5
司法部、『行政復議法実施条例』改正案の意見募集を開始	5
最高人民法院、労働争議事件の審理に関する司法解釈（二）を公布	6
両部門、『中華人民共和国価格法改正草案』に関する意見公募を開始	6
最高人民法院、「執行異議の訴え」事件審理に関する司法解釈を公布	7

知的財産権

最高人民法院、特許権評価報告書に関する事件の審理における法律適用問題についての回答を公布	8
国家知識産権局、『商標登録出願の快速審査に関する弁法』を公布	8

会社・商事

両部門、『企業向け常用公証サービスリスト（2025 年版）』を公布	9
-----------------------------------	---

サイバーセキュリティとデータコンプライアンス

全国网络安全標準化技術委員会、『未成年者向け製品・サービスの個人情報保護要件』などに関する意見公募を開始	10
--	----

財政と税収

両部門、国債等の債券利息収入に関する増値税政策を明確化	11
-----------------------------	----

法律声明

- ◆ 当刊行物は一般的な情況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知的産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

華誠、メディア・エンターテインメント・スポーツ分野で2025年度『商法』卓越法律事務所大賞を受賞

2025年7月23日、国際的に著名な法律メディア『商法』（China Business Law Journal）が、2025年度卓越法律事務所大賞の受賞リストを発表した。華誠は、同分野で積み重ねてきた卓越した業績と高い評価により、本年度の「メディア・エンターテインメント・スポーツ」分野における卓越法律事務所大賞を受賞した。

今回、『商法』は華誠の同分野における卓越した実績について、次のように評価している。

華誠律師事務所は、国家級重点舞踊劇『李清照』と、社会現象を巻き起こした舞踊劇映画『永遠に消えない電波』の二つのプロジェクトにおいて、上海歌舞団にリーガルサービスを提供した。これにより、前者の上海国际芸術祭における開幕演目、後者の上海国际映画祭におけるオープニング作品としての成功を支えた。さらに、「AI＋文化・公演」に関する法務サロンを主催し、業界の革新を推進した。元上海文广演芸グループ（Shanghai Media Group Live）法務總監の湯莉氏は、次のように高く評価している。

「当社は、華誠律師事務所がエンターテインメント分野で提供する年間法律顧問サービスに大変満足している。その総合力は誰もが認めるところである。」湯莉氏はさらに、担当弁護士の極めて高い責任感とリスク管理意識が、自社の迅速なリスク回避につながったと称賛し、「このことは、当社が華誠律師事務所を選んだ正しさを、より一層裏付けるものである」と述べている。

華誠、再び「2025 ALB 中国地域市場法律大賞：華東地区」候補に選出

2025年7月17日、トムソン・ロイター傘下の国際的法律メディア『アジアン・リーガル・ビジネス』（Asian Legal Business、以下「ALB」）は、「2025 ALB 中国地域市場法律大賞：華東地区（ALB China Regional Law Awards 2025: East China）」の候補一覧を発表した。華誠は、関連分野における専門能力、顕著な実績、および業界内での高い評価により、再び「華東地区における年間最優秀知的財産法律事務所大賞－ローカル（Intellectual Property Law Firm of the Year: East China - Local）」及び「華東地区における年間最優秀ウェルスマネジメント法律事務所大賞－ローカル（Wealth Management Law Firm of the Year: East China - Local）」の2部門でノミネートされた。

「2025 ALB 中国地域法律大賞：華東地区」は、華東地区の5省1市（即ち、山東省、江蘇省、安徽省、浙江省、江西省および上海市）を対象地域とし、業界をリードする法律事務所、優秀な企業法務チーム、傑出した法律専門家、ならびに過去1年間における顕著な取引事例を表彰するものである。この賞は、より多くの法律チームおよび法律実務家が各自の分野において卓越した成果を収めることを奨励することを目的としている。

最高人民法院、『民営経済促進法』の実施に関する意見を公布

2025 年 8 月 8 日、最高人民法院は「『中華人民共和国民営経済促進法』の徹底的な実施に関する指導意見」（以下「本意見」という）を公布した。

本意見は、全体的な要求、法に基づく平等な取扱い、法令遵守・規範的経営の指導、厳格かつ公正な司法、公正な司法体制・メカニズムの健全化という 5 つの側面から、「中華人民共和国民営経済促進法」を徹底的に実施し、民営経済の健全な発展を促進するための 25 項目の措置を提示した。その中で本意見は、司法解釈の公布、典型事例の公表、調査・指導、事件審理等の方法を通じて、民営経済組織内部の腐敗等の犯罪行為を処罰すると指摘。あわせて、民営企業組織に対し、内部ガバナンスの規範化、誠実かつ合法的な経営、雇用の適正化、消費者の合法的権益の保護を指導するとしている。また、民営経済のさらなる発展を推進し、民営経済組織の安全な「海外展開」を支援・保障する方針も示している。さらに、本意見は、信用失墜行為に対する懲戒および信用回復メカニズムを整備することを明確にした。企業関連の法執行・司法を規範化するための特別活動を着実に展開し、不適切な法執行行為を強力かつ効果的に是正することで、企業の正常な生産经营活动への影響を最大限抑えるとしている。

（出典：最高人民法院）

司法部、『行政復議法实施条例』改正案の意見募集を開始

2025 年 8 月 5 日、司法部は『中華人民共和国行政復議法实施条例（改正意見募集稿）』（以下「意見募集稿」という）を公表し、社会一般から意見を募集すると発表した。意見募集は 9 月 3 日に締め切られる。

現行条例から拡充された意見募集稿は、八章八十六条から成り、主な改正点は以下のとおりである。

1. 「中華人民共和国行政復議法（2023 年改正）」総則部分の要件を明確化
2. 行政復議申請に関する規定を細分化
3. 行政復議事件の処理手続を規範化
4. 行政復議の指導・監督体制を整備

また、意見募集稿は行政復議の対象範囲をさらに明確にし、列举形式で対象となる行政行為や行政協議の種類、およびネガティブリストを具体的に定めている。あわせて、実務上の様々な状況を踏まえ、行政復議の申請人、被申請人、第三者、ならびに代表者・代理人に関する規定を詳細に定めている。

（出典：司法部）

最高人民法院、労働争議事件の審理に関する司法解釈（二）を公布

2025 年 8 月 4 日、最高人民法院は『労働争議事件の審理における法律適用問題に関する解釈（二）』（以下「本解釈」という）を公布した。本解釈は 9 月 1 日より施行される。

本解釈は、競業制限や混同雇用といった問題について、法律適用の基準を統一するものである。「固定期間労働契約の 2 回連続締結」の判断基準をめぐる争いに関し、本解釈は「固定期間労働契約を連続して 2 回締結した」と認定すべき場合を明確にし、使用者が無期労働契約の締結義務を免れることを防止する。競業制限条項の効力について、本「解釈」は、労働者が使用者の営業秘密や知的財産権に関連する秘密事項を知らず、または接触していない場合、たとえ使用者と労働者の間で競業制限条項が合意されていても、当該条項は効力を生じず、労働者を拘束しないと規定する。また、労働者が競業制限の対象者に該当する場合でも、競業制限条項で定める制限の範囲、地域、期間などは、当該労働者が知り、かつ接触した営業秘密および知的財産権に関連する秘密事項と相応するものでなければならず、合理的な範囲を超える部分は無効となる。

（出典：最高人民法院）

両部門、『中華人民共和国価格法改正草案』に関する意見公募を開始

2025 年 7 月 25 日、国家発展・改革委員会および国家市場監督管理総局は、『中華人民共和国価格法改正草案（意見募集稿）』（以下「意見募集稿」という）を公表し、社会からの意見公募を開始した。意見の提出期限は 8 月 23 日である。

意見募集稿の主な内容は、①政府による価格設定に関する関連規定の整備、②不当価格行為の認定基準のさらなる明確化、③価格に関する違法行為に対する法的責任の健全化、の 3 点である。このうち、不当価格行為の認定基準について、「意見募集稿」は以下のとおり規定する方針である。

第一に、不当廉売の認定基準を整備して市場の価格秩序を正常化し、「内巻」と呼ばれる過度な内部競争を是正する。

第二に、価格カルテル、価格のつり上げ、価格差別といった不当価格行為の認定基準を整備する。

第三に、公益事業体や業界団体などが、その影響力や業界における優越的地位等を利用し、商品の強制販売や抱き合わせ販売、あるいはサービスの提供を行って対価を徴収することを禁止する。

第四に、店舗等の事業者による価格行為への監督・管理を強化する。

（出典：国家発展・改革委員会）

最高人民法院、「執行異議の訴え」事件審理に関する司法解釈を公布

2025 年 7 月 24 日、最高人民法院は『執行異議の訴え事件の審理における法律適用問題に関する解釈』（以下「本解釈」という）を公布し、同日付で施行した。

本解釈の主な内容は以下のとおりである。

第一に、執行異議の訴えに関する管轄、訴えの提起、および関連請求の併合審理といった問題を具体的に定める。

第二に、執行異議の訴えに対する判決が執行に及ぼす効力、ならびに審判と執行の調整に関する問題を明確化する。

第三に、強制執行を排除できる代表的な民事権益の類型について詳細な規定を設ける。

本解釈はまた、虚偽訴訟によって適法な執行を妨害した場合の法的責任および措置も明確にした。本解釈では、実体審理を結果、第三者が執行対象物について強制執行を排除するに足る民事権益を有すると認定された場合、裁判所は当該執行措置を解除する判決を同時に下し、真の権利者を執行措置から速やかに解放することを保障すべきであると明確にされた。さらに本解釈は、執行異議の訴えの審理・審査期間中に、執行の根拠となる裁判の再審や被執行人の破産といった事態が生じた場合の取り扱いも規定している。原則として審理・審査を継続し、法に基づき裁判を下すべきとする一方、再審手続きとの連携を考慮し、第三者が強制執行を排除する権益を有すると認定できない場合には、訴訟を中止しなければならないと定めている。

（出典：最高人民法院）



最高人民法院、特許権評価報告書に関する事件の審理における法律適用問題についての回答を公布

2025 年 8 月 1 日、最高人民法院は『特許権評価報告書関連案件の審理における法律適用問題に関する回答』（以下「本回答」という）を公布し、同日付で施行した。

本回答は、『中華人民共和国専利法（2020 年改正）』第 66 条第 2 項の規定に基づき、国務院特許行政部門が作成する特許権評価報告書は、人民法院が特許権侵害紛争事件を審理する際の証拠であると定めている。また、特許権評価報告書において、係争特許が『中華人民共和国専利法（2020 年改正）』の定める特許権付与の要件を満たさないと結論付けられている場合であっても、人民法院は同報告書のみを根拠として直ちに訴えを却下する裁定を下すことはできず、具体的な事案の内容に即して釈明を行った上で、法に基づき裁判を下さなければならないとしている。

（出典：最高人民法院）

国家知識産権局、『商標登録出願の快速審査に関する弁法』を公布

2025 年 7 月 21 日、国家知識産権局は『商標登録出願の快速審査に関する弁法』（以下「本弁法」という）を公布し、同日付で施行した。

本弁法は、「商業宇宙、低空経済、深海技術といった国家発展に関わる戦略的新興産業や、生物製造、量子技術、具身知能（エンボディド AI）、6G などの未来産業に関わり、かつ商標専用権の取得が急務である」など、5 つのケースのいずれかに該当する商標登録出願について、快速審査を請求できると規定している。また、快速審査を請求するには、「出願人全員の同意を得ていること」など 6 つの条件を同時に満たさなければならない。また本弁法は、国家知識産権局が快速審査の請求を受理した後、申請書類を厳格に審査することも定めている。本弁法の規定に適合する場合は快速審査を認め、20 営業日以内に審査を完了する。適合しない場合は快速審査を認めず、5 営業日以内に請求人に通知の上、法律に規定する一般手続に従って審査することを明確にした。

（出典：国家知識産権局）

両部門、『企業向け常用公証サービスリスト（2025年版）』を公布

2025年8月8日、司法部公共法律サービス管理局および中国公証協会は、『企業向け常用公証サービスリスト（2025年版）』（以下「本リスト」という）を共同で発表し、関連業務の実施を指示する通知を同時に発出した。

本リストは、企業活動の異なる段階に応じて公証業務、証明資料、サービス提供期限を明確にし、「発起人による設立契約の締結と権利義務の明確化」や「発起人の出資およびそれが転化した持分が夫婦共同財産に関わる場合の財産帰属の明確化」など、40の典型的なケースを網羅している。本リストに記載されている証明資料には、『司法部公共法律サービス管理局、中国公証協会による公証証明資料リスト管理業務のさらなる改善に関する指導意見』が適用される。また、本リストに定めるサービス提供期限とは、事実関係が明確で、証明資料が十分であり、要件を満たす場合に公正証書を発行するまでの期限を指す。また、同通知によれば、各地は本リストを基礎として、企業向け公証業務の種類を追加し、関連する公証手数料の料金政策を整備し、サービス内容を具体化することができる。

（出典：司法部）

全国网络安全標準化技術委員会、『未成年者向け製品・サービスの個人情報保護要件』 などに関する意見公募を開始

2025 年 7 月 30 日、全国网络安全標準化技術委員会は、『データセキュリティ技術 未成年者向け製品・サービス個人情報保護要件（意見募集稿）』（以下「意見募集稿」という）および『サイバーセキュリティ技術 モバイルインターネットにおける未成年者モード技術要件（意見募集稿）』を公表し、社会からの意見募集を開始した。意見の提出期限はいずれも 9 月 27 日である。

意見募集稿では、未成年者向け製品・サービスの個人情報保護に関する原則と総則、個人情報処理の要件、安全保護の要件、ならびに新技術・新アプリケーションに関連する安全要件を定めている。また意見募集稿は、未成年者向け製品の個人情報保護要件を「基礎保護レベル」、「インタラクション強化レベル」、「適齢最適化レベル」の 3 段階に分類した。未成年者向け製品・サービスは多種多様であるため、その形態、機能、対象ユーザーの範囲といった要素を考慮し、本文書に定める要件の中から適用されるものを選択すべきであり、適用できない場合にはその理由を明確にしなければならないとしている。

（出典：全国网络安全標準化技術委員会）

両部門、国債等の債券利息収入に関する増値税政策を明確化

2025 年 8 月 4 日、財務部および国家税務総局は、『国債等の債券利息収入に関する増値税政策の公告』（以下「本公告」という）を共同で発出した。

本公告により、2025 年 8 月 8 日以降（同日を含む）に新規発行される国債、地方政府債券、金融債券の利息収入には、増値税が再び課されることになる。一方、同日より前に発行された国債、地方政府債券、金融債券（2025 年 8 月 8 日以降に追加発行される部分を含む）の利息収入については、債券が満期を迎えるまで増値税の免除が継続される。

（出典：財政部）